

新型コロナウイルス感染拡大防止のための神戸大学の活動制限指針

令和2年4月28日現在

レベル		研究活動	授業 (講義・演習・実習)	学生の入構	学生の課外活動	学内会議	出張・旅行(全構成員)	事務体制
0	通常							
1	一部制限	感染拡大防止に配慮して、研究活動を行うことができます。	感染拡大防止に配慮して、対面授業、演習・実習を制限しつつ、遠隔授業を中心に開講	感染拡大防止に配慮し、授業の受講、研究活動、許可された一部の課外活動以外の入構を制限	感染拡大防止に配慮して、一部の課外活動を許可	感染拡大防止に配慮して、対面会議を行います。オンライン参加を推奨します。	流行地域(海外を含む)への出張・旅行注意	感染拡大防止に配慮して、ほぼ通常の勤務を行います。
2	制限-小	研究活動は続行できますが、感染拡大防止に配慮をしつつ、学生・研究員・研究スタッフ(研究室関係者)は現場での滞在時間を減らし、可能な場合は自宅での作業を検討します。	原則として遠隔授業のみ	原則として、学部学生の入構を禁止(アクセスポイントを使用する場合の入構は可とする)大学院生の入構を自粛	全面活動禁止(動物の世話に必要な活動を除く)	オンライン会議のみただし、大学(部局)運営上必要最小限の会議は、感染拡大防止策を講じた場合に限り対面会議も可能です。	流行地域(海外を含む)への出張・旅行の原則禁止	感染拡大防止に配慮をしつつ、通常の勤務をするが、時差出勤と在宅勤務を推奨します。
3	制限-中	現在進行中の実験・研究を継続するために必要最小限の研究室内関係者のみの立ち入りが許可されます。立ち入る研究室関係者は現場での滞在時間を減らすとともに、それ以外の研究室関係者は自宅での作業となります。	原則として遠隔授業のみ	学部学生の入構を禁止現在進行中の実験・研究に従事する大学院生以外は入構を禁止	全面活動禁止(動物の世話に必要な活動を除く)	オンライン会議のみただし、大学(部局)運営上必要最小限の会議は、感染拡大防止策を講じた場合に限り対面会議も可能です。	緊急事態宣言対象地域への不要不急の出張・旅行の原則禁止その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛とします。海外渡航は、学生は渡航不可とし、教職員は原則渡航不可とします。	事務機能維持のため、交替制などにより半数程度の人員が出勤し、その他は在宅勤務とします。
4	制限-大	次に掲げる研究スタッフ(事情によっては大学院生・研究員を含む。)のみ研究室の立ち入りが許可されます。できるだけ交替制とし、立ち入り者相互の面談を避けることとします。 (ア)中止することにより大きな研究の損失を被ることになる、長時間にわたって継続している実験を遂行中の研究スタッフ (イ)進行中の実験を終了あるいは中断する業務に関わる研究スタッフ (ウ)生物、液体窒素、毒劇物等の維持・管理及び実験施設、サーバー等の稼働・維持・管理のために一時的に入室する研究スタッフ	原則として遠隔授業のみ	学部学生の入構を禁止現在進行中の実験・研究に従事する大学院生以外は入構を禁止	全面活動禁止(動物の世話に必要な活動を除く)	オンライン会議のみただし、大学(部局)運営上必要最小限の会議は、感染拡大防止策を講じた場合に限り対面会議も可能です。	緊急事態宣言対象地域への不要不急の出張・旅行の原則禁止その他地域への不要不急の出張・旅行は自粛とします。海外渡航は、学生は渡航不可とし、教職員は原則渡航不可とします。	事務機能維持のため、必要最小限の人員が出勤し、その他は在宅勤務とします。
5	原則停止	大学機能の最低限の維持のために、部局長など組織代表者の許可の下で、生物、液体窒素、毒劇物等の維持・管理及び実験施設、サーバー等の稼働・維持・管理のために一時的に入室する研究スタッフのみ立ち入りが可能です。この場合、原則交替制とし、立ち入り者間で面談は禁止します。	原則として全ての授業科目の開講を中止	全ての学生の入構を禁止	全面活動禁止	オンライン会議のみただし、大学(部局)運営上必要最小限の会議は、感染拡大防止策を講じた場合に限り対面会議も可能です。	全ての移動を原則禁止	原則として在宅勤務とします。大学機能の最低限の維持のために、組織の長の許可を得た場合に限り、出勤することが可能です。

* 黄色は現在の活動制限状態を示しており、今後の感染状況の変化等により、新型コロナウイルス対策本部会議において随時見直しを行い、公表します。

* なお、医療関係者及びコロナウイルス研究従事者はこの活動制限の適用対象外。

* この活動制限指針は、全学共通を原則としますが、感染状況等に応じて各キャンパスや部局ごとに判断する場合があります。